

児童手当

【児童手当の振込】

4月分と5月分の児童手当を6月10日(火)に振り込みます。指定口座の確認をお願いします。転入、出生などで新たに手当の受給資格が生じた場合は、事由が発生した月内または翌日から15日以内に、できるだけ早く認定請求をしてください。申請日の翌月分からの支給となります。

【現況届】

現況届の提出は原則不要ですが、条件により現況届の提出が必要な場合があります。必要な人には書類を送付していますので、6月30日(月)までに子育て支援課に提出してください。また、現況結果による通知は8月に郵送予定です。

問合先 子育て支援課

※公務員は勤務先に問い合わせてください。

市こどもの居場所づくり事業

こども食堂

みんなと一緒にご飯を食べたり、宿題をしたり、安らぎを感じられるようなこどもの居場所を提供します。また、月に一度「農業体験」を実施しています！土に触れ、食べ物を育てたり、採れた作物の試食をするなどの体験ができます。ぜひ参加してください。

【うちカフェ】

日時 毎週月・水・金曜日 午後3時～7時

【農業体験】

日時 6月14日(土) 午後1時～3時

内容 ジャガイモの収穫とさつま芋の植付けをしよう

持ち物 水筒、軍手、帽子、マスク

いずれも

場所 うちカフェ (市場東2丁目2-22)

申込・問合先 NPO法人 サードプレイス (上田 ☎090-6238-2345 eメール: info@the3rdplace.jp)

※詳しくは問い合わせてください。

乳児の結核予防接種 (BCG)

日時 6月19日(木) 午前9時30分～11時

場所 健診センター

対象 令和6年6月20日～令和7年1月20日生まれの乳児

持ち物 予診票、母子健康手帳 (忘れると接種できません)

問合先 こども家庭課

麻しん・風しん 混合ワクチン (MR) 予防接種

この予防接種は、将来、進学・就職・海外への修学旅行や留学の時などに必要になる場合があるだけでなく、麻しん (はしか) や風しんにかからない、他の人にもうつさないためにも大変重要です。免疫を高めるために接種を受けましょう。麻しんまたは風しんの病気にかかったことのある人も、より免疫を高めるために受けることができます。

対象

●MR1期…1歳の誕生日の前日～2歳の誕生日の前日

●MR2期…平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの子どもは、来年3月末までが接種期間 (各医療機関の接種日により異なる)

※この期間を過ぎると定期接種として接種することができません。任意接種 (全額自己負担) で受ける場合は、接種費用が約1万円必要となり健康被害を受けた場合の対応も異なります。

問合先 こども家庭課

毎月19日は「食育の日」

毎年6月は「食育月間」です。毎日3食を規則正しく食べよう。規則正しい食生活で体調を整えよう。

問合先 健康推進課

保育園・認定こども園の遊びの教室 ～追加募集～

「遊びの教室 (春コース)」に空きがあります。希望する人は、右記の保育園・こども園に直接来園または電話で申し込んでください。

日時 9月まで

午前10時～11時30分

※月1回、実施曜日は右記のとおり。上之郷は午前10時30分～11時30分

対象 市内在宅の1歳6ヵ月～3歳児と保護者

申込 6月20日(金)までに右記の希望する保育園・こども園へ

※応募多数の場合は、初めて参加の人優先。公立は申込期限がありません。定員になり次第終了

保育園・認定こども園	住 所	開催日	電話番号
清和	高松東1丁目10-16	第2水曜日	462-0972
鶴原	鶴原1033	第3金曜日	463-0065
泉ヶ丘	鶴原935-3	第3火曜日	463-0041
下瓦屋	上瓦屋610-1	第3木曜日	463-3359
上之郷	上之郷1651-1	第2月曜日	467-0793
のぞみ (公立)	上瓦屋583-1	第3または4木曜日	468-8005
さくら (公立)	旭町4-6	第3または4木曜日	462-2913
はるか (公立)	長滝1028	第3または4木曜日	468-8170

令和7年4月～

いずみさの多子世帯出産子育て応援事業

多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整備するとともに、地域経済を活性化するため、第二子以降の子を出産された人に 泉佐野地域ポイント「さのぼ」を付与します！

対象 令和7年4月1日以降に第二子以降の子（対象児童）を出産した母またはその配偶者であって下記の①～④の全てに該当する人

- ①対象児童の誕生日から90日以上経過している人
- ②誕生日から申請日までの期間、対象児童と本市の同一住所で住民登録されている人
- ③誕生日から申請日までの期間、対象児童以外の児童（18歳に到達してから、最初の3月31日までの間にあるものであって、日本国内に住所を有するものをいう。）を監護し、生計を同じくする人
- ④申請日以降も継続して本市に住民登録し、居住する意思のある人

支給ポイント

- 第二子…10万ポイント（10万円分）
- 第三子以降…20万ポイント（20万円分）

※ポイントの支給を受けるには、対象児童の出生から90日経過後、必ず事前の申請が必要です。こども家庭課に直接またはオンライン申請で受付

必要書類

- いずみさの多子世帯出産子育て応援事業ポイント支給申請書
- 本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、健康保険証など）の写し
- 申請者本人名義の「さのぼカード」

【対象児童以外の児童が別居している場合】

- 別居監護申立書
- 戸籍謄本

※対象児童以外の児童が別居している場合はオンライン申請ができませんので、こども家庭課窓口で申請してください。審査後、支給決定通知書もしくは不支給決定通知書を送付します。支給対象者には決定後1～2ヵ月（予定）で指定の「さのぼカード」にポイントを付与します。

問合先 こども家庭課

※詳しくは、市ホームページ（ID:14738）をご覧ください。



申請フォーム

令和7年4月～

妊婦のための支援給付事業

子ども・子育て支援法により「妊婦のための支援給付」が創設されました。妊娠届出時と出生届出時の2回に分けて、給付金を支給します。これに伴い、従来の出産・子育て応援給付事業は令和7年3月末で終了し、「妊婦のための支援給付」へ移行します。

なお、「妊婦のための支援給付」は、妊婦への支援を総合的に行うため、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）による面談と合わせて一体的に実施します。

案内時期

- 1回目：妊娠届出時…住んでいる圏域の包括支援センターで妊娠届出時に申請書類を配布します。
- 2回目：出生届出時…こども家庭課窓口で出生届出時に申請書類を配布します。

支給対象者

- 泉佐野市に住民票を置いている人
- 令和7年4月1日以降に妊娠している人

※令和7年3月31日以前に妊娠した人で、出産応援ギフトの申請がまだの人は、妊婦のための支援給付金を受け取りできます。出産応援ギフトをすでに申請・受け取り済みの人は、妊婦のための支援給付金の給付申請はできません。妊娠届は、医療機関で胎児心拍の確認次第手続きできます。

支給金額

- 1回目…5万円
- 2回目…妊娠している胎児の数×5万円

※令和7年4月1日以降で流産、死産または人工妊娠中絶の場合も支給対象となります。1回目、2回目ともに申請でき、妊娠届が未提出の場合は、別途医療機関作成の診断書が必要となります。

申請・問合先 こども家庭課

※詳しくは、市ホームページ（ID:15379）をご覧ください。

